と言えよう。老農には、農事改良を進める観点から、欧米農法移植路線に対しても、 受容すべきは受容し、排すべきは排し、農家経営を安定させようとする姿勢があっ たのである。こうして、論理的には小農を否定し大農をめざす近代産業化の方向 (欧米農法移植路線)と、小農の存続・発展をめざす老農の方向は、基本的に対立す るにもかかわらず、互いに利用しあう関係となるのである。

ところで、石川は、「夫国に農工商の三民ありと雖も、最も重きは我農業の道に して、穀米は人命を保つの資なり。此業実に国家の基礎たり。其道開くる時は、上 は政府の歳入を増加し、下は生民の家産を殖殖す。富国強兵又此途の外ならず(2)」 と主張した。これが、農本主義の主張であるかどうかが問題であろう。石川は、そ の主張の実践として、「勧業義会」などの農民組織化を行う。石川が行った農民組 織化としては、一八六七年(慶応三)の「山田村農業耕作会」、一八七六(明治九)年 の「勧業義会」、一八七七(明治一〇)年の「勧業第一支会」、一八七八(明治一一) 年の「種子交換会」、一八八〇(明治一三)年の「歴観農話連」、一八八五(明治一 八)年の「山田村経済会」などがある。これらは、耕作農民の性格を反映しており、 したがって、石川の思想は老農農本主義なのである。その点を見ていこう。まず、 「山田村農業耕作会」の設立経緯であるが、石川が記した「農業耕作会趣意書」に よれば、「家々家継子を集めて、農業耕作会と名づけ、月々いさゝかの銭をあつめ て永く会式を乱さず、年つもりなば凶作の術にもなるべきものをと催し侍りぬ(3)」 とある。「毎月一日づつ休日をトして草鞋等を作り販売して、凶作の備穀にあてる 後術銭および窮民の救済に当てる救急銭を積み立てた(4)」のである。このように、 「山田村農業耕作会」は凶作対策を直接の目的としたが、より広く農業耕作を研究 する会であった。そこに見られるのは、耕作農民としての自衛自立の精神である。 これが、石川の思想と行動の基底にあるのである。

勧業義会は、石川が秋田県庁勧業課更員のとき設立したものである。しかし、これは単なる農政上の措置ではない。勧業義会は各地に支会を設置しようとするが、「第一支会開設趣意書」には、「予二三歳の秋、一つは培養の道を開き、一つは蓄穀し凶年の救助をなさんが為め、陋村に農業耕作会を開き、会友月々農談を尽し、縄を綯ひ、草鞋を作り、以て蓄穀の資本となすと雖も、会友十名に不充、随て充備に至らず。然るに維新以来、府県に農官を置き専ら勧励し玉ふ。我秋田県に明治九年一二月より勧業義会を設け、……(5)」とある。このように、勧業義会は、農業耕作会の延長線上にあったのである。「勧業第一支会例則」(6)によると、勧業義会は、「勧業の盛旨を遵奉し其義務を尽さんが為めに設くる処なれば、広く同好の土を結び農談工話相共に心胆を吐露し、将来親睦交誼を篤くし、物産繁殖の基を開くを以て本旨とす」るものである。また、「一、会話の問題は予め前会に於て会友に告知す可し。一、会友席に臨み問題を出さんと欲せば、まず幹事に告げて登録せ

しむ可し。……一、凡そ問題其数あまたにして、当日話し尽す可からざる事あれば、 其当人をして答弁なさしむべし。一、問題に就て第一答話起り之れが結局を終らざ るに第二答弁を起す可からず。凡そ会話中は謹粛を旨とし会話の妨害となる勿れ。 一、会話中は他の一対の私語を厳禁す。一、幹事は其会話既に決局の機を察し其説 の多少を検し、多分に就て決定す可し。……」など、会話促進の細かな条件を記し ていることも特徴的である。また、「会員の席次は毎会抽籤を以てこれを定め、順 序に列して席を乱る可らず」、「幹事及び書記其他の役員は主員の内より投票を以 て公選し、一ヶ月を以て交代せしむ可し」とあるのも注目される。石川の老農農本 主義が、単に伝統的で非合理的な身分意識などによるものではなく、合理主義的で 平等主義的であることが示されている。これは、耕作農民の(非競争原理)を反映 したものである。第三章第二節の石川の「適産調」の検討においても指摘するが、 石川は、①時間幅を長期にとった判断、②生産や生活の全局面を考慮した判断、を 下している。加えて、③自衛自立主義、④村の耕作農民同士の非競争原理(平等主 義)も、耕作農民的性格を示すものである。この「勧業義会」をさらに発展させよ うとしたのが、「歴観農話連」である。これは民間団体なのであり、時期的に内務 省勧農局の農事会開催勧告と重なるが、勧告がなくても設立されたと考えられる。 「歴観農話連創立の大意」では、農民は農事に忙しく、またどこも同じだと考えて、 他に学ぶことをしないと指摘し、「今度有志と謀り歴観農話連を設けて費金を省き、 識得る所を交換せんとする所也(7)」と記されている。「歴観農話連心得書」には、 「加入せんと欲する人は、此心得書を家族に言聞かせ、納得の上たるべし(8)」と ある。だから、石川の自衛自立の精神は、家族主義的自衛自立の精神であった。こ の石川の老農農本主義が、保守官僚農本主義と同一視できるものではないことを示 すのが、石川の県議会議員の辞退である。斎藤之男によると、明治「一三年十月県 会議員に当選したが、郡長宛の辞退の手紙に『今の勧業は多く皮相に流れ、実に有 名無実……真の勧業に誘導国家の富饒を計り度存候』と記している(9)」とのこと である。

一八八五(明治一八)年設立の「山田村経済会」は、松方正義の紙幣整理の影響で、 米価下落、公租負担増大に苦しむ農民が土地手離しを加速させるという農家疲弊の 現状に直面し、その救済を目的に組織されたものである。石川は、専念するため官 職を辞し、五カ年毎に三期、勤倹を守らせるのである。まず、三カ年をかけて、正 確な実情を把握している。戸数二五戸の内、石川家の所有が一四町一反五畝であっ たが、他の農家は平均五反前後であり、借財を抱えていた。そこで、実行したこと は、①他村人所有地への対処、②村徳充欠、③貯蓄、④勤勉、⑤節倹、⑥山林養成、 ②借財返弁、⑧農事改良、⑨諸普請、⑩開墾、⑪予算の管理、⑫教育、⑬旧蹟保存、 ⑭良習慣の維持、⑮悪習慣の矯正、⑯倉庫建設、⑰宅地内に果樹等導入、⑱薪柴、 薬細工の導入などである。主要なものを具体的に見ると、①の他村人所有地は、村内農地三一町歩のうち、七町二反歩あった。そこで、八反七畝二八歩を買い戻し、三町一反歩の代替地を他村に購入し、八反歩を開墾するのである。②は、協同精神を養うことであり、山林養成の心がけ、私的所有を超えて肥料製造などの場を提供し合うこと、水源を確保する、夜学を設け、通学の困難な学齢児童の家庭教育を工夫することである。④は、「労働の進歩」(労働時間の延長)と「余業」である。

「余業」として、薪柴および藁細工を導入している。⑤として、衣服については、 古着を用い、纏買いをし、分限を守る、食事については、粮一割以上を用いる、住 居については、倉庫の外大工を雇わないこととされた。⑥は、私有山と共有山があ るが、それらを三分し、各自自由伐採、十カ年輪伐、立林とすることにした。⑧は、 耕耘互助、徴兵家族への助人足、肥料改良、優等者慰労、選種研究、である。⑪は、 月六回の夜会で予算を監督することにした。⑬として、村中に関する古書、祖先代 々の法名などを調べ、祖霊講を設置して、保存することにした。⑭は、部落共有林 の土地を分付し、旧城主の墓地への祭事を厚くし、田植日取りを定めることである。 ⑮は、農馬を売らないこと、無尽を企てず、参加しないこと、酒宴を設けないこと、 出訴を経済会の協議にかけることであった。すなわち、自給肥料を従来の二倍投じ て増収を図り、農家生活の全局面における支出のきりつめを図り、倉庫建設などで 農産物の有利な販売を図り、副業を導入し、経済予算(収支明細明記)、働予算(年 間稼働労力量明記)、余裕予算(借財のない者)、借財返弁予算(借財ある者)なる三 種の予算帳を作り、それを厳正に実行させたのである。

また、石川は、一八九五(明治二八)年に南秋田郡農会初代会長となり、同年、秋田県農会の初代会長となった。ところが、一八九九(明治三二)年の農会法公布を機に、両方辞職することになる。この辞職の真意は明らかではないが、農会法が、農会の自立を認めず、行政官庁の監督権を著しく強化したことへの反発があったのではないかと考えられる。また、石川からすれば、権力を得るより、農民と共に行動する方が大事だったのではないかとも考えられる。石川は、国家への貢献の考え方を強めるが、それは権力への屈服を意味するものではなかった。いずれにせよ、農政が皮相であるとの批判は、石川に一貫するものであったのである。

ところで、石川は農民一揆との関わりを経験していないが、明治初期の農民騒動と老農との関わりも、ここで触れておきたい。木村靖二は、一八八五(明治一八)年までに発生した農民騒動を三〇例ほど確認している(10)。そのうち、伊賀騒動(明治四年)、粉河騒動(明治九年)、伊勢暴動(明治九年)について、その顛末が示されている。そこで、指導者を見ると、伊賀騒動では、松本嘉左衛門、大道寺慶之助、中村逸平、横矢時之助など、「旧名張郡の有志庄屋年寄等」であった。粉河騒動の指導者は、和歌山県深田村副戸長の会和震十朗、井田村戸長の林玄昌、粉河村戸長

の八塚林之助、第二小区詰副戸長の千田軍之助、中山村戸長の児玉庄右衛門であり、第二小区の戸長・副戸長のことごとくが加わっている。伊勢暴動の指導者は、三重県魚見村戸長中川九右衛門であった。このように、明治初期の農民騒動の指導者は、戸長・副戸長であった。ここで言う戸長・副戸長とは、明治五年の大区小区制に基づいて設置されたものである。地方差があるが、だいたいは、大区に区長、小区に戸長、小区に含まれる各町村に副戸長や組惣代などが置かれたのである。区長と戸長は官吏に準ずるものとして県令が任命したが、副戸長などは町村の戸主層による公選であった。したがって、とくに副戸長は、旧村役人と階層的条件を同じくしていたと考えられる。つまり、老農たちの階層であったのである。なお、木村靖二は、「○○村戸長」という表現をしている。和歌山県や三重県において、戸長も町村に置かれたのか、あるいは、井田村在住の小区戸長という意味なのか、不明である。また、山形県荘内地方の「ワッパ騒動」では、開明士族が指導者であった。いずれにせよ、明治初期においても、老農は農民騒動の指導者にもなり得ていたのである。この農民騒動は、自由民権運動にもつながっていくものである。だからこそ、保守官僚農本主義は老農を重用し、老農を自由民権運動の側に立たせまいとしたのである。

#### 註

- (1) 『農林水産省百年史』、上巻、第二章第七節、磯部俊彦「明治農法の形成とその担い手」、一九七九年、三〇一頁
- (2)「第一支会開設趣意書」(明治十年四月二二日)、近藤康男編『明治大正農政経済名著集』一四巻、農山漁村文化協会、一九七六年、二八二頁
- (3)「農業耕作会趣意書」、『明治大正農政経済名著集』一四巻、二八一頁
- (4) 斎藤之男「解題」、『明治大正農政経済名著集』一四巻、五頁
- (5)「第一支会開設趣意書」(明治十年四月二二日)、『明治大正農政経済名著集』 一四巻、二八二頁
- (6)「勧業第一支会例則」(明治十年四月二八日)、『明治大正農政経済名著集』一四巻、二八三~二八五頁
- (7)「歴観農話連創立の大意」(明治一三年六月)、『明治大正農政経済名著集』一四巻、二八六頁
- (8)「歷観農話連心得書」(明治一三年六月)、『明治大正農政経済名著集』一四卷、 二八七頁
- (9) 斎藤之男「解題」、『明治大正農政経済名著集』一四巻、六頁
- (10)木村靖二『日本農民騒動史』、二松堂書店、一九二五年、二四二~二九〇頁

第四節 教学農本主義と経済活動 - 荘内教学の展開

荻生徂来の教学は、幕府の禁ずるところとなった。しかし、彦根藩と荘内藩だけ は、その熱意により黙認されたのである。そこで、ここでは荘内教学を事例に、 「御家禄派」の経済活動を取り上げ、資本の原始蓄積期における教学農本主義が、 どのように、近代社会に適応しようとしたのかを検討する。さて、荘内においては、 明治維新後も旧荘内藩勢力が生き残り、「御家禄派」として、製糸業と金融と米穀 流通の三部門を押さえて、荘内経済界を支配したことが大きな特徴である。まず、 その過程を概観しておこう。明治維新後、明治政権は旧藩権力にかわる中央派遣権 力による統治をめざした。そこで、一八六八(明治一)年九月、酒田民政局を設置し、 旧天領と酒田及び川北三郷(遊佐郷、荒瀬郷、平田郷)を管轄下におき、その後、一 八六九(明治二)年七月に、酒田県(第一次)に併合となった。しかし、それは、明治 二年から続く「天狗騒動(1)」、荘内藩への管轄替えの嘆願運動(2)などによって、 瓦解するのである。他方、荘内藩は会津若松と磐城平という二度の転封令を阻止し、 大泉藩、大泉県を経て、支藩の旧松山藩領を併合し、さらに酒田及び川北三郷をも 取り戻し、明治四年十一月に酒田県(第二次)となり、結局六万五千石相当分の勢力 拡大となった。県官吏も旧藩士で固め、旧藩勢力はそのまま生き延びるのである。 これは「天狗騒動」が第一次酒田県を瓦解させたからであったが、その「天狗騒動」 が、大泉県の段階で旧藩内に広がると、旧藩勢力は中央権力と妥協しながら、旧藩 兵を投入し鎮圧するのである。旧藩家老の松平親懐と菅実秀は、この旧藩兵を温存 し、土族約三千人の離散を防ぎ、集団帰農策によって食い扶持をあてがおうとする。 松平と菅は、「天狗騒動」鎮圧後、直ちに後田山開墾計画をたて、一八七二(明治 五)年七月、旧藩の軍事組織の編成を基礎に、二八九〇名の士族を二九の開墾組と して動員して、開墾にあたらせた。そこでは、主に養蚕を行い、それを基礎に、一 八八七(明治二〇)年の松ケ岡製絲所の鶴岡創業となるのである(3)。この松ケ岡開 墾は、士族授産事業であった。しかし、一八八二(明治一五)年頃までの一○年間、 無償の奉仕作業であったにもかかわらず、一日だけでも、あるいは一鍬だけでも加 わりたいという者が後を断たなかったとか、一番くじを引いた者が、一番の難所を 開墾するというように、競って難所をめざしたと言われる(4)。そうしたことは長 続きはしないが、一般の士族授産とは違うのである。このように、土族約三千人を 曲がりなりにもまとめあげるには、思想の力が必要である。確かに、恐怖政治的抑 圧の力が働いていたことも事実である。例えば、開墾組毎の相互監視、脱落者への 切腹の強要などがあり、現に絞殺するという事件も発生しているが、そうした抑圧 も、抑圧した側からすれば、信念にしたがった行動であった。このように、士族約 三千人の信念となった思想が、荘内教学であった。この「松ケ岡開墾」に対しては、 本論文では触れないが、離脱、反発のあったことも事実である(5)。

また「山居倉庫」についてであるが(6)、旧荘内藩の米流通機構として、蔵米知 行制のもとで、鶴岡の七ツ蔵、酒田の新井田蔵といった藩の米蔵から「米札」を発 行する「米座(7)」があった。維新後、酒田民政局がそれを握るが、第一次酒田県 の瓦解で、明治九年の「米商会所条例」まで米流通機構はアノミーとなる。この間、 違法取引が続出し、悪米が横行し、荘内米の信用は失墜する(8)。そこで、米流通 機構の再建がめざされ、いくつかの動きが出るが成功せず(9)、米商人たちは、明 治一五年に本間家が同家所有の下蔵で倉庫業を開始したことで、本間家に「酒田米 商会所」設立を要請するのである。しかし、本間家は家憲を理由に手を付けなかっ た。結局、本間光美は酒井家に「酒田米商会所」設立を進言し、それを菅実秀が受 け、一八八六(明治一九)年に「酒田米商会所」が設立される。これが、一八九三 (明治二六)年、「酒田米穀取引所」に組織がえとなり、その附属倉庫として「山居 倉庫」が成立するのである。その管理規則の雛型となったのが、一八八二(明治一 五)年につくられた「荘内三郡米寄託預り定則」である。これは、荘内三郡の米質 の向上・価格の騰貴・売買運輸の便を図ることを目的に、荘内三郡の地主有志が申 し合わせたものである。そこで、以下、山居倉庫の仕組みを簡単に説明しておこう。 入庫米には甲乙二種がある。甲種預米とは産地銘柄等級升量を問わない普通預りで ある。乙種米とは荘内産米であり、等級別合同積預りをした通称「米券米」である。 一等から五等まであり、県検査の標準米により米質、色つや、粒形、乾燥、調整を 審査鑑別し、等級升量が不良の物は再調させた。改装は、仲仕が解俵し一等米を混 合し四斗にし、黒縄結びとしたのである。そして、生産者が米を入庫すると、山居 倉庫は入庫伝票(切符)を発行した。それを生産者は、小作であれば、地主に小作料 分として、あるいは生産資材や生活物資代金として商人にわたした。地主や商人は その切符を米商で換金したのである。あるいは、買出人(ケダシ)が生産者から米を 買い集めて山居倉庫に入庫し、切符を受け取って米商で換金する流れもあった。米 商は切符を山居倉庫の勘定係に持っていき、山居倉庫は、それを十石、五十石、百 石の三種の倉荷証券に変えてわたす。これが「米券」である。この「米券」は、売 買・質入れができたが、さらに一九一五(大正四)年、山居倉庫が日本銀行指定倉庫 となることで、「米券」を担保にすれば、日本銀行取引銀行や日本銀行自体が無条 件で融資することとなった。こうして山居倉庫は「米券倉庫」と呼ばれたのである。

また、酒井家の経済顧問春山安均の子安勧が、一八八六(明治一九)年、鶴岡の国立第六十七銀行の第五代頭取に就任したことも重要なことである。六十七銀行の初代副頭取榊原十兵衛と、第二代頭取黒川友恭は、六十七銀行創設と同時に「御家禄派」から脱けた士族であった。すなわち、六十七銀行は、「御家禄派」から脱けた士族たちの銀行であったのである。同銀行は、国立第百四十銀行との合併で不良債権を背負い込み、松方デフレの不況のなかで紆余曲折を経て、結局、「御家禄派」

の金融機関であった「済急社」(大正期に六十七銀行に統合)の社長である山岸貞文 を第四代頭取に迎えることになる。この山岸が明治一九年に病死する。その後を継 いだ安勧の頭取就任は、文字通り六十七銀行が酒井家の銀行になったことを意味す るのである。この銀行を基礎に、御家禄派は荘内の金融を押さえ、自派の経済活動 資金を調達することになる(10)。こうして、製糸業と金融と米穀流通の三部門を押 さえて、「御家禄派」が荘内経済を掌握するのである。

そこで、「松ケ岡開墾」や「山居倉庫」の行動理念、あるいは経営理念をなす教 学思想を検討する。荘内藩における藩学の拠点は、藩校・致道館であった。これは、 第九代藩主酒井忠徳が、当時の藩士の土風の退廃を憂い、一八○○(寛政一二)年、 大宝寺の敷地に学問所の創設を命じ、家老服部円蔵、松平武右工門を普請掛、郡代 白井矢太夫(重行)を普請奉行に任じ、一八〇九(文化二)年に完成させたものである (11)。安岡正篤はこの致道館の学統に言及しているが(12)、致道館は徂来学を基本 としていた。その致道館は明治維新後廃校となるが、旧家老菅実秀(善太右衛門、 一八三〇~一九〇三年、天保元~明治三六年)が、一八七五(明治八)年に復活させ るのである。既に述べたように、荻生徂来は、教学農本主義の源流であった。それ が、荘内教学に根を張り、明治維新後の旧武士の生き方を導き、農民の生き方にも 影響を与えたのである。具体的には、酒井家邸内の文会堂(後の以文会)や、松ケ岡 開墾場、松ケ岡製絲所、山居倉庫、六十七銀行、及びそれらの支所・支庫において、 「お寄合」と呼ばれる勉強会がきめ細かく行われ、また山居倉庫関係の農民を集め て、読み、書き、ソロバン、農事改良などを教える啓蒙的集会が行われた。少年会、 中年会、老年会という世代ごとの組織化もなされており、各レベルに応じた講義が 行われたのである(13)。菅原兵治によると、昭和一三年時点で、勉強会の回数は月 五十回にもなる(14)。これが「御家禄派」の団結を日常的に再生産した根拠であっ た。この勉強会では、『論語』をはじめ四書五経が一貫して講じられたが、同時に 菅が編纂した『南洲翁遺訓』(西郷隆盛の教え)、そして菅の死後、大正時代には、 菅の教えを記録した『臥牛先生遺教』なども重視された。昭和初期には、菅原兵治 が儒学と農事改良を結合し、教学を農本主義的に装飾して「荘内学」としたのであ る。こうして荘内の教学は、徂徠学から菅実秀の思想へ、さらに菅原兵治の思想へ と展開したのである。

ここでは、菅原と結び付く以前の荘内教学が問題となるが、それは、菅の思想を基礎とした「松ケ岡開墾場」や「山居倉庫」の理念に示される。「松ケ岡開墾」の理念は、一八八一(明治一四)年の「松岡社醫約書」で明文化され、一九〇一(明治三四)年の「松ケ岡開墾同志者醫約書」、一九二六(大正一五)年の「松ケ岡開墾場網領」、一九五九(昭和三四)年の「松ケ岡開墾場規約」と引き継がれる。また、「山居倉庫」の理念は、酒田米穀取引所初代所長加藤景重が菅実秀の言葉を書き留

めた「菅先生取引所及び倉庫に関する御教訓」、それを集約化した「山居倉庫綱領」 及びその解説である「山居倉庫従業員心得」に明文化されるのである。これらはいずれも大正期に明文化されたことが確認されているが、正確な年次は不明である。 以下、①「松ケ岡社誓約書」、②「松ケ岡開墾同志者誓約書」、③「松ケ岡開墾場 綱領」、④「山居倉庫綱領」、⑤「山居倉庫従業員心得」、⑥「松ケ岡開墾年表」、 ⑦「山居倉庫年表」を掲げておく。なお、松ケ岡開墾場の規約の変遷時期に示され ているが、「御家禄派」は、教学思想を約二十年毎に再認識させる方法をとったの である。

# 資料①「松ケ岡社誓約書」

第一条 該社ハ同志相会シ荒蕪不毛ノ地ヲ拓キ国産ヲ盛大ニシテ衆カ一致シテ専ラ報国ノ志ヲ表セントスルニ因起スル故ニ、縦令創業以来勉励従事スル者トイエドモ、地所ヲ裂キ各自所得トスルヲ得ス、況ヤ破盟廃業スル者ハ、開墾上関係ノ権理ヲ一切抛棄スルモノトス、但シ社中ト雖モ社員一般従事セル事業ニ、悉ク不勉強ナル者ハ廃業者トス、併シ病気其他不得止事故アリテ、部長ノ允許ヲ経ル者ハ此限ニアラズ

第二条 社中ヨリ惣長副惣長各一名ズツ社員ノ人選ヲ以テ之ヲ立ツ

第三条 社中便宜の為、組合ヲ立テ地所ノ受持ヲ定メ、組毎ニー名ノ頭ヲ立テ之ヲ 部長ト称ス

第四条 部長並二会計掛養蚕掛製糸掛其他臨時掛ヲ始メ、惣長之ヲ進退ス

第五条 組合中受持地ノ進退ハ、部長ノ意見二依り惣長之ヲ処分ス

第六条 該社ノ名貌ヲ汚ス者ハ、縦令事業二勉励ト雖モ速二除社セシム

第七条 社員一般ノ名簿ヲ編成シテ捺印ス、若シ社外ヲ乞トキハ消印セシム

第八条 社員ノ社外ヲ乞ヒ或ハ社入ヲ乞フ者アレバ、部長ヲ経惣長之ヲ允許ス

第九条 社員一般ノ意見ヲ問フノ外、都テ部長協議ノ上惣長之ヲ決定ス

第十条 出納表ハ毎年十二月、会計掛計算ノ上社中二弘告ス

第十一条 利益金ノ処分ハ、部長会会計掛ノ協議二依リ之ヲ処分ス

第十二条 該社ノ結合ハ十年間ヲ満期トス

#### 資料②「松ケ岡開墾同志者誓約書」

第一条 松ケ岡開墾は同志相会し、荒蕪不毛の地を拓き、桑を植え蚕を養い国産を 繁殖し、同心協力専ら報国の志しを遂ぐるを主旨とす。故に信義を主とし廉 恥を重んじ至誠以て事に従い、永世不抜の基を立つるを目的とす。故に開墾 以来尽力功労ある者と雖も、土地を分割して各自の所得とするを得ず。況ん や誓約に違うに於ては、開墾上一切の権利を抛棄するものとし、容喙干渉す ることを得ず

第二条 開墾地は開墾士一同の共有地なるも、登記上便宜の為、総長の名目に致し 置く者とす。而して総長之を専有するの権利なし、総長更迭の際は、必ず後 任者の名目に書換うる事

第三条 総長は部長並に同志者協議を以て、推薦する事

第四条 事業便宜の為、組合を立て組合毎に頭取一名を置き、之を部長と称し総長 之を進退す

第五条 該開墾は前条の主旨を以て成立せるものなれば、誓約に背き懶惰業を廃し、 或は異論を唱え妨害を為し、或は廉恥を失い名貌を汚す者を除名せしむ。但 し病気其他止むを得ざる事項有るもの、部長の許可を得一時休業する者は、 此の限りにあらず

第六条 開墾士一般の名簿を編成し、各自捺印して以て、同盟の証とす。加入或は 除名を乞う者あれば部長を経て総長之を可決す

第七条 培養養蚕製糸会計等の各部を設け、係員は総長之を指定す。会計上の処分 は部長会計係の協議を経て、総長之を処分し出納計算は歳末に告示す。但し 苗木馬耕畑芋係も本文に準ず

# 資料③「松ケ岡開墾場綱領」

- 一、松ケ岡開墾場は徳義を本とし、産業を興して国家に報じ、以て天下に模範たら んとす
- 一、季節凌霜天地知の箴は、我が松ケ岡の精神なり、之を服応して節義廉恥を振起 すべし
- 一、少長各々其の事に任じ、神に祈請する心を以て、其の職責を尽くすべき
- 一、己を正しくし、長短相済し、和衷協同徳に業に従うべし
- 一、父祖勤労の功を思い、勤倹力業創業の目的を貫徹すべし

#### 資料④「山居倉庫綱領」

- 一、山居倉庫は、徳義を本とし事業を経営して以て天下に模範たらんとす
- 一、山居倉庫の目的は、荘内米の改良を図り、地方の福利を厚くし以て国家に報ず るにあり
- 一、山居倉庫員は、己を正しくし親切公平を旨とすべし
- 一、米の取扱は、常に神に祈請する心を以てすべし
- 一、職責を重んじ、上下力を協せ克く勤めて怠ること勿れ

資料⑤「山居倉庫従業員心得」

山居倉庫は、荘内米の改良を図り、地方の福利を増進し、以て国家に報ぜんことを目的として経営するものなれば、徳義を是れ生命とす。故に倉庫員は、常に忠孝を本として、心身の修養に努め職務に勤労し、日本一の倉庫として益々公輝あらんことを心掛くべし。左は、山居倉庫綱領の解説にして、実に従業員たらん者の日夕服応すべき信条なり

- 一、己を正しくすべし。人を咎めず、先づ之を己に求むべし、己が志操を正直高潔 にし品行を慎み、礼儀を正しくせよ。
- 一、親切を旨とすべし。親切は同情より発し事業繁栄の基なり、客人に対し篤く之を尽すべきは勿論、広く事物に及ぼさんことを要す。
- 一、公正にして確実なれ。公正無私に非ざれば信望を保つ能はず厳正確実ならざれ ば長久なるべからず、質実を尚び成功を急ぐこと勿れ。
- 一、米を敬し倉庫を愛せよ。米は事業の主体なり、倉庫は我が家なりと心得よ、されば常に神仏に祈願する精神と敬重の態度とを以て米を取扱うべし、審査・改装・貯蔵・保管等その従事する所各々異なりと雖も敬愛の念に深浅あるべからず。
- 一、上下力を協せよ。協力一致は事業成功の基なり、規律を尚び、上を敬ひ、下を 慈み、相助くべし。
- 一、克く勤めて怠ること勿れ。職責を重んじ、勤勉努力、昨日の吾にてはすまぬと 捲まず措かず身を修め事に当らば克く天下に模範たることを得ん乎。

# 資料⑥「松ケ岡開墾年表」(戦前期のみ)

明治5年(1872) 8月、後田山開墾着手、

10月、106%の開墾終了。

明治6年(1873) 1月、榊原十兵衛が養蚕先進地の群馬県前橋、福島県伊達など を視察。桑苗を植え、茶種を播く。

- 2月、新徴組と新整組20余名集団脱走、司法省に告訴。
- 3月、開墾反対の士族金井質直など40名が「奸悪十カ条」を 司法省に直訴。
- 4月、新徴組赤澤源彌など7名、東京へ護送。
- 8月、高寺山、馬渡山、漆原山、黒川山の204%を開墾。

明治7年(1874) 1月、政府から賞状並びに慰労金3千円下賜。

- 4月、養蚕実習のため、群馬県島村の田島武平、田島弥兵衛両 家へ17名派遣。
- 8月、ワッパ事件起きる(金井質直、森藤右衛門らが指導)
- 11月、菅実秀酒田県権参事辞任、山口将順が専務となる。
- 明治8年(1875) 1月、森藤右衛門の建白書が、内務省六等出仕・林茂平に受理

	される。
	4月、蚕室4棟落成
	5月、北海道開拓長官黒田清隆の懇願で、227名派遣。
	10月、森の建白書で、元老院権大書記官沼田守一が鶴岡出張。
明治9年(1976)	4月、大審院五等判事児島惟謙が鶴岡出張。臨時裁判所開設。
明治10年(1977)	5月、蚕室2棟、茶製場1棟竣工
明治11年(1978)	2月、児島判決第二条「種夫食利米下戻の件」に基づき、県庁
	より内達あり。林源太兵衛、赤澤源彌の両名総代となり、
	開墾地差し出しを決議。
明治12年(1979)	5月、資金に窮し、5万円拝借願いを県に出すが、実現せず。
明治14年(1980)	3月、松平親懷上京、農商務卿5万円拝借請願。
	7月、「松ケ岡社誓約書」作成。
明治15年(1981)	蚕室10棟のうち、養蚕は1棟とする。
	7月、政府より2万円拝借。
明治17年(1983)	8月、大暴風で2棟倒壊。
	12月、精米のため、共同水車小屋建設。
明治18年(1984)	養蚕2棟とする。
	6月、政府より1万円拝借。
明治19年(1886)	養蚕3棟とする。
明治20年(1887)	3月、毎月15日、常会を行うことを決める。
	4月、毎月5日、無償で総出作業を行うことを決める。
	5月、鶴岡に松ケ岡製絲所創設。富岡製絲所より工女招く。
明治21年(1888)	未墾地を1650円で売却。
明治22年(1889)	初めて、生糸を横浜に出荷。
	煙草栽培製造方法調査のため、下妻長順、門田秀光を水
	戸に派遣。
明治23年(1890)	製絲所は機械製糸を計画。
明治24年(1891)	製絲所は隣接地購入、ボイラーと製糸機械設置。60人
	繰とする。
	5月、養蚕5棟とする。
	6月、荘内三郡の希望者に飼育させる。
明治25年(1892)	真綿、座繰、附属建物の3棟増築。80人繰り。
明治28年(1895)	1月、本田源三郎を講師として、月3回経書講義の会を始める。
	毎年、冬期間行う。
COURSE AND THE PERSON OF THE P	

治30年(1897)		高寺山のうち15町歩再墾。
治31年(1898)	3月、	杉下駄事件(米価暴騰は酒田米商人によると抗議)
治34年(1899)	3月,	「松ケ岡開墾同志者誓約書」
治39年(1906)		製絲所工場増築、100人繰とする。
治41年(1908)		煙草栽培廃止。
治43年(1910)		荒廃開墾地売却。補助として、各戸に支給。
治44年(1911)		開墾地所の名義の変更登記。
正 2 年 (1913)	6月、	松嶺町製絲所の経営を担当。
正3年(1914)		松嶺町製絲所買収、分工場とする。
正4年(1915)		100町歩の水田開発計画樹立。
	12月、	総長酒井忠孝開墾士一同に訓示。
正5年(1916)		植林事業を起こす。
正6年(1917)	6月、	県農事試験場の藤田秋助技師を招き、畑作講習会。
正9年(1920)	9月,	荘内養種同業組合設立、田中正造が組合長となる。
正10年(1921)		少年部設置。
	5月,	開墾創業50周年記念式典。
正13年(1924)	12月、	居住全戸に「臥牛先生遺教」配布。
正14年(1925)	3月,	松ケ岡耕地整理組合設立(田中正造組合長)。天保堰耕地
		整理組合連合会加入。一部は広瀬村東部耕地整理組合に
		編入して開田を行う。
正15年(1926)	10月、	分家計画決定。
	12月、	山居倉庫の入庫票の記載事務を手伝う。
		「松ケ岡開墾場綱領」作成。
		開墾場の職制を定める。
和 5年(1930)	5月、	糸価大暴落、酒井家からの拝借金で欠損金補填。拝借金
		返済計画をたてる。
	12月、	研究部新設。
和6年(1931)		畑地部では柿園経営開始。
和 8 年 (1933)		養蚕部は、県内外種に繭飼育分場の設置へ方針転換。
	9月,	製絲松嶺工場で出火あり。
7和9年(1934)	9月、	篤農協会主催の第1回荘内地方農道講習会開催。
和10年(1935)	7月、	篤農協会主催の第2回荘内地方農道講習会開催。
		機業部を設置し、松岡機業場(代表田中正造)とする。
	12月,	篤農協会主催の第3回荘内地方農道講習会開催。
	7 mm - 2 mm	THE PERSON NAMED OF THE PERSON

養蚕7棟とする。

明治29年(1896)

12月、農道講習会講習生により、「荘内松伯会」発会。

昭和12年(1937) 5月、鶴岡工場を松嶺工場に移転。 8月、日本農士学校検校菅原兵治を迎えて、荘内松柏会と篤農協会共催で第4回荘内地方農道講習会が開催される。以後、昭和20年を除き、昭和32年興村夏期大学となるまで、毎年続行される。

昭和14年(1939) 4月、教学部設置。 原蚕種製造許可。

昭和16年(1941) 養蚕業統制法により、保証責任松岡蚕種共同施設組合設立。機業部は織物操業開始。

4月、開墾創業70年記念式典、開田竣工式。

12月、機業部は、松岡機業株式会社となる。

昭和17年(1942) 7月、製糸部は、株式会社松岡製糸所となる。

昭和18年(1943) 戦時企業整備令により、養蚕部と製糸所は、日本蚕糸製造株式会社に統合される。企業所は事業廃止。土地工場は松岡航空工業株式会社に統合される。

# 資料⑦「山居倉庫年表」

明治元年(1868) 新井田蔵を官有とし、酒田民政局に移管。 「米会所」を「米座」と改称、米券発行。

明治4年(1871) 酒田県が米券発行。

明治9年(1976) 米商会所条例により米座閉鎖。荒木豊助が酒田に米穀商開業。

明治12年(1979) 東田川郡の豪農渡部作左衛門、新井田蔵払い下げを受け、米券 発行。

明治15年(1981) 共同運輸会社が新井田蔵・倉庫敷地を買収(後に郵船株式会社が所有)。本間家が、同家所有の下蔵で倉庫業開始。米券発行。 「庄内三郡米寄託預り定則」制定。

明治18年(1984) 本間光美の米商会所進言により、菅実秀が酒田米商会所創業総 会開催。定款、営業細則役員認可申請。

明治19年(1886) 株式会社酒田米商会所開業。 本間家、郵船株式会社より新井田蔵買収。

明治21年(1888) 新井田倉庫、精選米に等級設定。二等米以下は入庫拒否。

明治22年(1889) 新井田倉庫預米全部を四斗入俵に改正。

明治25年(1892) 新井田倉庫を、新井田米庫株式会社とする。

明治26年(1893) 酒田米商会所を酒田米穀取引所に改組。附属倉庫として、倉庫

7棟、事務所、板倉を新築。

明治27年(1894) 倉庫4棟増築。震災で新井田倒壊、山居倉庫は被害僅少。

明治28年(1895) 六七銀行酒田支店に、建物貸与。倉庫1棟増築。 最上、村山山米を三等に分け保管し、米券発行。

山居所有地に蚕室建造。

鶴岡倉庫を鶴岡米穀取引所に譲渡。

三郡の地主・篤農家の懇談会開催。以後毎年行う。

明治29年(1896) 三郡の地主・篤農家の懇談会に三郡吏員も加わる。

入庫米に四等米を加える。 倉庫1棟増築。外国米入庫。

米相場暴騰落で、売買立ち合い停止。

明治34年(1899) 山居倉庫米、東京深川市場で、20銭格上げ。

羽後丸座礁。

特等米を一等米の上に加える。

加藤景重理事長と中村一政倉庫長が深川市場を訪問。

三六年度以降の標準米は年の豊凶に拘らず一定と決定。

明治35年(1900) 特等米廃止。

明治36年(1901) 特等米を加える。

明治37年(1902) 合資会社黒瀬倉庫設立。

特等米を廃止。

明治38年(1903) 黒瀬倉庫豊栄支庫設立。

明治39年(1906) 黒瀬倉庫栄支庫設立。

明治40年(1907) 「山居倉庫事業概要」発行。

四一年度より、保管貨物、預かり米に火災保険を付す。

特等米を加える。

六七銀行に敷地貸与。

明治42年(1909) 莚巻包装実施決定。莚織を農家副業として普及する。

明治43年(1910) 県より、輸出米検査員養成方を嘱託される。

合資会社藤島倉庫創立。

東京廻米問屋組合より、産米改善・表装改善を表彰される。

保管米に二硫化炭素燻蒸を実施する。

明治44年(1911) 県検査米預り開始。4斗俵となる。

明治45年(1912) 藤島倉庫増築。

大正3年(1914) 余目倉庫(支庫)新築。最上村山米の乙種預り廃止、甲種預りの みとする。 大正4年(1915) 山居倉庫、日本銀行の指定倉庫となる。乙種預り米証券に対し、 日銀取引銀行裏書のものに再割引をなす旨承認される。 山居蚕室廃止。 大正5年(1916) 倉庫3棟購入。山居本庫と余目支庫増築。県検査米の乙種預り 廃止。 大正6年(1917) 余目支庫増築。県穀物検査所産米検査員講習を山居で行う。 大正7年(1918) 砂越支庫設立。本楯及び遊佐支庫設立用地購入。 大正商会より、倉庫6棟購入。うち2棟を藤島へ移築。 大正8年(1919) 本楯及び遊佐支庫各4棟で開業。酒田運輸倉庫会社創立。 大正12年(1923) 山居、鶴岡両倉庫が政府買い上げ米保管倉庫に指定される。 藤島に倉庫1棟増築。 大正14年(1925) 藤島に倉庫1棟新築。 県納付金、1俵当たり2銭徴収。 余目に倉庫9棟新築。 大正15年(1926) 山居倉庫綱領制定。 昭和2年(1927) 鶴岡米穀取引所と共同出資による水沢倉庫設立。 藤島西川倉庫移築。 山居賃貸倉庫株式会社設立。 昭和3年(1928) 藤島支庫アドソール装置設置。 山居倉庫全体で入庫米43万6千6百石と、新記録となる。 砂越支庫松嶺出張所開設。 昭和5年(1930) 山居・鶴岡米共通受渡開始(鶴岡米石当たり20銭格下)。 昭和6年(1931) 銘柄別精算取引開始。 昭和7年(1932) 藤島2棟、砂越1棟、遊佐1棟の仮倉庫建設。 昭和8年(1933) 東京米穀取引所、山居米券を受渡に供用開始。 昭和9年(1934) 栄支庫2棟建設。 篤農協会主催の第1回荘内地方農道講習会開催。 昭和10年(1935) 東京米穀取引所、山居米券を受渡廃止、 篤農協会主催の第2回荘内地方農道講習会開催。 篤農協会主催の第3回荘内地方農道講習会開催。 農道講習会講習生により、「荘内松伯会」発会。

昭和12年(1937) 日本農士学校検校菅原兵治を迎えて、荘内松柏会と篤農協会共催で第4回荘内地方農道講習会が開催される。以後、昭和20

年を除き、昭和32年興村夏期大学となるまで、毎年続行。

昭和14年(1939) 財団法人北斗会設立。山居倉庫は、鶴岡倉庫、農業倉庫ととも に連合農業倉庫として山形県購買販売組合連合会の経営となる。

これらの資料から、その思想的特徴を剔出してみよう。まず第一に、国家の恩に 報いるという「報国主義」が注目される。例えば、松ケ岡開墾も報国のための開墾 であった。そもそも、菅たち「御家禄派」から見れば、荘内藩は従来から朝廷に対 し尊皇で一貫してきたのであって、戊辰戦争で賊軍とされたことはまったく不本意 であった。「御家禄派」は、薩摩藩が江戸藩邸焼討ちの恨みを晴らそうと攻めてき たので、薩長は官軍ではなく西軍であるとして応戦したが、西軍が官軍と認められ た以上は、道理にしたがって降伏開城したのである、と認識している。したがって、 ・ 試士として賊軍とされたことはこの上ない恥辱であった。そこで、武山省三による と、「この恥を何としても清めなければならない。それには徳義、人間の道を本と しての産業報国の実績を全国に示すことだ。それによって皇室と酒井家の恩に報い ることができる。これが目的であり、出発点であった(15)」のである。藩士にとっ て、藩主への報恩意識のあることは当然であるが、それと比較すれば、その上級権 力(将軍家)に対する報恩意識、あるいは徳川封建体制といった全体に対する報恩意 識(報国意識)には、疑問がある。明治維新後、「御家禄派」が旧藩主を守るために 「報国」を持ち出したのかも知れない。しかし、皇室に対する報恩は一貫していた。 だから、報国とは、皇室への報恩をさすが、皇室は明治維新前からあり、近代日本 においても荘内教学という封建思想は、その本質をさほど変えずに、近代国家に貢 献するという近代思想的な装いをとることができたのである。それは、徂来学の持 つ思惟様式の近代性が姿を現したものとも考えられる。

第二に、単なる儲け主義の営利行動ではなく、徳義に基づく行動であるという「徳義主義」がある。無償の奉仕作業であったことなどは、それを示すものである。それは、山居倉庫の営業の仕方にも指摘できる。すなわち、従業員の給与が驚くべき低額で、しかも上下の差が極めて少なかったと言われている。また、山形県検査所に派遣された者は県から高給が出たが、それはすべて山居倉庫に還元され、その上で、低額給与が支給される仕組みとなっていた。具体的な俸給額に関する資料は当時内密にされたため存在しないが、こうした低賃金構造が山居倉庫発展の現実的根拠であった。勿論、封建的な身分関係を利用した低賃金構造の形成自体は全国的なことではあるが、山居倉庫では、株主への利益配当分がすべて倉庫拡充費用にあてられた点が注目される。株主は旧家臣団が配置された名目的なものだと言われるが、それにしても、株主が利益配当を受けない近代的経営などあり得ないのであり、

寄付することを決定する。

昭和11年(1936) 取引所剰余金のうち年5千円を昭和16年上期まで郡市農会に

「経営体」というより「思想体」であったと言える。

第三に、徳義に基づく勤労奉仕を当然と考える「勤労主義」がある。これは単に、 (一生懸命働きましょう) といった程度のものではなく、資料①「松岡社誓約書」 の第一条に「不勉強ナル者ハ廃業者トス」とあるような、極めて厳しいものであっ た。それでは「御家禄派」にとって、働く目的は何であるのか。「御家禄派」のな かで育ち、後に無教会派のキリスト者となった黒崎幸吉は、「この経済活動は勿論 金をもうけて宮を増殖するためでなく、または物資の生産をもって社会に奉仕しよ うという経済理論によったのでもなかった。ただ天下が乱れてこれを治める人物が 出てこないようになったら、 一 西洋的文化は聖人でないから必ずそうなるもの と信じておったようである ― その時こそ一同は挺して国家のために身命を投げ 出し、聖人の教えに従って、天下国家のためにすべてをささげ尽くし、聖人の教 えに従って天下国家を治めるためであり、その時まで生命を続けていくための経済 活動であった(16)」と述べている。つまり、勤労主義といっても、天下国家のため に身を捧げる日がくるまで命を続けることができればそれでいいのである。本来、 勤労主義には、勤労を通して、「金もうけ」ではなくても、生活向上とか、生産物 の品質改良といったことが含まれるが、安岡正篤や菅原兵治の「篤農協会」と結び 付く前の荘内教学の勤労主義には、それが含まれないのである。この点は、加藤完 治などの教学農本主義の勤労主義とも大きく異なる点である。

第四に、「徳義主義」も、「勤労主義」も、単なる「精神主義」ではなかったことがある。例えば、資料⑤「山居倉庫従業員心得」には、〈正直〉、〈高潔〉、〈礼儀〉、〈親切〉、〈同情〉、〈公平無私〉といった徳目が挙げられているが、同時に〈厳正確実〉がないと長続きしないと言っている。この〈厳正確実〉の具体化として、入庫米の等級審査及び升量の厳正審査があった。その厳しさは、倉庫職員が一等級の見誤りをした責任をとって自殺したことにも示されるが、山居倉庫の鑑定技術、保管技術などの優秀性が、低賃金構造とともに山居倉庫発展の根拠となって、教学思想を物的に支えたのである。この非精神主義は、例えば「御家禄派」の教育方法にも指摘できる。「切磋琢磨の会」と称して、松ケ岡関係、山居倉庫関係、六十七銀行関係といった「御家禄派」の各事業の幹部級を集めて、日常の現実問題に即して相互に批判しあうという実践的な教育方法をとったのであり、単なる精神修養や教養の学習ではなかったのである。

第五に、私利私欲を嫌い、共有・共同を重視する「共同主義」がある。これは資料①「松岡社誓約書」の第一条にも「縦令創業以来、勉励従事スル者ト雖モ、地所を裂キ各自所得トスルヲ得ス」とある。つまり、土地共有制であるが、この理念は一九九一(平成三)年の松ケ岡農協臨時総会で土地共有制の見直しが決定されるまで、生き続けたのである。ここで、土地共有制の見直しにも触れておくと、二二〇ha

のうち、六三戸の個人利用地一五二haを個人所有に、残り六八haを法人所有とすることにしたのである。武山省三によると、共有とした理由は、三千人の無償の団体開墾なのに、三〇戸が個人所有とするのは道義上許されなかったからである。共有のプラス面は、①土地保全が確実にできる、②利己心に左右されずに有効な土地利用ができることである。マイナス面は、①絶えず分割への不安があり、団体経営には不安定性がつきまとう、②個人が経営資金を借りようとすると、全体が連帯債務となってしまう、③自分の土地でないと思うと土地愛着が薄れ、経営意欲が落ちる、といった諸点が指摘されている(17)。この共同主義は、「御家禄派」以外の者、あるいは「御家禄派」を抜けた者に対する排他性ともなるが、それが「御家禄派」を軸に展開される荘内の諸勢力の対抗関係を熾烈なものとさせた一因でもあったのである。

以上に指摘した荘内教学思想の諸特徴は、武士道とも、農本主義とも共鳴するも のがある。報恩、徳義を行動原理とするのは、武士道の基本であろう。また、勤労、 共同を重んじるのは、農本主義の基本であろう。しかし、武士道には、領民観がそ の前提としてある。農民は、山居倉庫の士族職員を「お倉のダンナはん」と呼んで いたし、「口米(17)」、「刺米(18)」などの、預り米のピンはねの仕組みもあった。 あるいは、そもそも「後田山開墾」の経費を見ても、総経費約八万八千円及び米約 二千石のうち、資金の半額と米全部が、県の助成で賄われているが(19)、それは農 民から徴収し農民に貸し付けることを目的とした「種夫食利米」を流用していた。 つまり、農民に還元されるべき公金を士族のために私的に支出したのである。その 問題を突いたのが森藤右衛門の建言書であり、「ワッパ騒動」の一つの内容であっ た(20)。それに対して、一八七八(明治一一)年二月に、大審院五等判事児島惟謙の 児島判決第二条「種夫食利米下戻の件」が出る。これ以外の還付金とあわせて、農 民は総額六万三千六五二円を獲得するのである。この「種夫食利米」問題について、 松平親懐は、種夫食利米の利息については、廃藩置県後、県庁が大蔵省の許可を得 れば、学校と勧業の資金に使用できるようになったので、開墾事業へ助成できるの だと弁明しているが、松平は裁判でやぶれることになる。なお、環付金が支払われ た後、三島県令は、「献納金」及び「学校金」の名目で、その約六四%もの天引き を行っていることも付け加えておこう。こうした領民観を持つ武士道的勤労主義は、 滅私奉公的全体主義となる。農本主義の勤労主義は、自己実現の勤労主義という側 面がある点で、武士道的勤労主義とは、異なるものである。「御家禄派」は、農民 を集めて、読み、書き、算盤、農事改良などを教える啓蒙的集会を各地で行ったの であるが、領民観がある以上、本格的に農民を組織することはできないのであった。 それを可能とさせたのが、「御家禄派」と「篤農協会」の結び付きであった。それ は、第五章第三節第二項において、触れることになる。

註

- (1)『鶴岡市史』中巻、一九七五年、一七四頁によると、酒田惣問屋頭の長浜五郎 吉などの指導で、①大庄屋・肝入費用を含む雑税廃止、②雑税など取立方法の改善、 ③役儀改廃、など十八箇条を嘆願している。
- (2)『鶴岡市史』中巻、一八三頁によれば、打ち壊しに合った遊佐郷大庄屋今野茂作などが中心となった運動であった。
- (3)松ケ岡開墾については、武山省三『松ケ岡開墾百年の歩み』(丕顕会、一九八八年)、武山省三『松ケ岡開墾史』(松ケ岡開墾場、一九九一年)、岩本由輝「松ケ岡開墾場における土地共有制」(安孫子隣編『日本地主制と近代村落』創風社、一九九四年)、などがある。
- (4)松ケ岡開墾場顧問である武山省三からの聴き取りによる。
- (5)新微組、新整組に造反者が多数出た。それらの組の由来は以下の通りである。 幕末期に、幕府は浪士組を編成し、上洛する将軍家茂の護衛に当たらせた。しかし、 京に着くと、組長清河八郎は幕府の命に従わず、尊皇壤夷を唱えた。それに従わな かった浪士が、近藤勇など新選組となる。同調者の幹部たちは捕えられるが、残っ た浪士は新微組を編成し、江戸府内取締を任じられていた荘内藩に預けられ、荘内 藩家臣とされるのである。新整組は、砲術家小林登之助の門弟による小林組が荘内 藩に預けられ、荘内藩家臣となり、新微組とともに、江戸巡回警備に当たらせられ たのである。明治維新後、新微組も新整組も、家族ともども荘内に暮らすことにな った。こうして、旧藩への絆が薄く、自由の身となってからも松ケ岡開墾で無償の 過重労働を強いられることに我慢がならなかったのである。
- (6)山居倉庫については、高橋義順『山居倉庫の創業と転換』(丕顕会、一九八九年)、 小山孫二郎「大地主と庄内米の流通」、『日本農業発達史』別巻上、中央公論社、 一九五八年、などがある。
- (7)元和八年に設置されたものであり、「米相場所」、「歩座」、「米会所」、 「座」などと言われたが、明治元年に「米座」と改称された。
- (8)「奥州の鳥またぎ米」と言われる有様であった。鳥もよけて食べないという意味である。
- (9)山居倉庫年表(資料⑦)に示したように、明治九年に荒木豊助が酒田に米穀商開業するが振るわず、明治一〇年に鎧谷惣太郎など旧特権商人が、酒田町廻船問屋共同で新井田蔵を借受けて米券を発行している。この新井田蔵を明治一二年、東田川郡の豪農渡部作左衛門が払い下げを受け、米券を発行した。これも振るわず、明治十五年、共同運輸会社が新井田蔵・倉庫敷地を買収した。これは後に郵船株式会社の所有となったが、明治十九年に本間家が買収している。

- (10)田原音羽「庄内における諸イデオロギー展開と農民」(菅野正、田原音和、細谷昂『東北農民の思想と行動』、第三篇、お茶の水書房、一九八四年)、八五九~八六七頁
- (11)鶴岡市役所『鶴岡市史』上巻、エビスヤ書店、一九六二年、三六四~三七〇頁 (12)安岡正篤『人間学のすすめ』、福村出版、一九八七年、五四~六一頁。まず徂来学が、家老であった水野弥兵衛と疋田族から、加賀山寛猛を通して、白井矢太夫に伝授されている。水野と疋田は、荻生徂来自身と、徂来の高弟太宰春台に学ぶのであり、徂来と三五通の書簡往復を行なっていたことが確認されている。この徂来学以外の他学派は、致道館学則によって禁止されていた。幕府は逆に、徂来学を禁止していたのであり、彦根藩と荘内藩だけが、その熱意により黙認されていたのである。しかし、安岡正篤によれば、致道館学監兼司業の要職にあった白井の実弟の白井惣六(重固)は、伊勢の国学者足代弘訓に学んでおり、疋田は山崎闇斎門下の佐藤直方に学んでいる。これは朱子学であり、「酒田や大山に感化を広げた」ようである。また、米沢藩興譲館の塚田大峯に、致道館二代目学校総奉行石川庸行が学んでいた。この興譲館には、細井平州、南宮大湫、渋井大室たちがおり、彼等の学問の影響も無視し得ないようである。
- (13) 例えば、少年会は大正一二年より組織され、酒井家文会堂で行われた。男子満一二歳より修学年限五カ年、士族の子弟はじめ希望者を集め、毎月夜間二回の経書勉強会を行ったのである。
- (14) 菅原兵治「庄内学の輪郭」、『師弟論』所収、『菅原兵治全集』第一巻、一九 八六年、三一一頁
- (15) 武山省三「徳義拓く」、『庄内日報』一九九五年五月三一~六月六日付、
- (16) 『黒崎幸吉著作集5』、一九七三年、新教出版社、三〇六頁、なお、「第2部 父母の思い出」に、黒崎幸吉の御家禄派への複雑な感情が書かれている。幸吉の父 与三郎は酒井家の分家筋の三男であり、忠実な御家禄派の一員であった。幸吉は、 「父の理想は主君(旧藩主)に仕えてその一生を終ることでありました」(二七三頁)

「文の理想は王君(旧潘王)に仕えてその一生を終ることでありました」(二七三頁)と述べている。

- (16)武山省三「徳義拓く」、『庄内日報』一九九五年五月三一~六月六日付、
- (17) 口米とは、米検査で目減りする分を初めから見込んで増やしておかなければならなかった米のことを言う。
- (18) 刺米とは、米検査でこぼれる米を言う。山居倉庫では、特別に太い「刺し」を 用いたので、こぼれる分量も多かった。それは、年間三千俵にもなったと言われ、 山居倉庫職員に分配されたのである。
- (19)『鶴岡市史』中巻、二三四~二三五頁
- (20)「ワッパ騒動」につながる動きは、種夫食米返還訴訟の前に、磐城平転封阻止

のために七〇万両を農民から強制徴収したことにもさかのぼる。その半額が献金に及ばずとなったのに、それを曖昧にして農民に返還しようとしなかったのである。これらの動きを背景に、直接的には、「『買請石代納制』をとる酒田県に対する、『農民の手による石代納』要求運動として始まったが、その契機は、明治六年からはじまる地租改正の民費課出(地券取調入費)の徴収にあった」(『鶴岡市史』中巻、二四九頁)のである。『買請石代納制』は一部特権商人を優遇するものであり、反対運動は、農民のみならず、開明士族、中小商人、地主をも巻き込んでいくことになる。

# 第三章 産業資本確立期における農本主義

第一節 官僚農本主義の展開

第一項 前田正名の保守官僚農本主義

前田正名(一八五〇~一九二一年、嘉永三~大正一〇年)は、農商務省創設に伴い大書記官となり、西郷従道、品川弥二郎の配下として、「開明派」の路線を転換し、農商務省の基本路線を定める上で、大きな役割を果たした。「調査官僚」(大内力の表現)であった前田は、机上の空論を嫌い、農業・農村の実証的調査に基づいて長期的な農政の方向を定めようとする。それが、一八八四(明治一七)年の『興業意見』であった。これは同時に、当時の小農の急激な没落現象に対する対応でもあった。具体的には、祖田修が指摘するように、「興業銀行を通して、松方デフレ下に苦吟する地方産業に長期低利の資金供給を行い、生産の改良・増大、組合の設立と共同販売、粗製濫造の防止等を意図した(1)」のである。前田は小農没落現象を病的現象と見て、「欠項」(不具の有様)、「時弊」(病者の容体)、「参考」(古法の効験)、「戒慎」(看病の心得)、「統計」(薬剤及滋養物の詮議)、「方法」(治療の方案及患者規則)の六部門から成る『興業意見』を編纂するのである。そこで、農業と関わることを拾い出すことにする。

まず、「欠項」の第三は「不慣れなる事業を為せる事」であるが、その第二項は「海外の機械を取扱ふに不慣れなる事」である。これは製造業の議論であるが、欧米農法移植路線に対しても批判的であることを示すものである。第五項は「農工商の分別判然せざる事」である。これは「一業を以て終歳を暮らす能はざるに由るもの(2)」である。農業は「一業終歳」でなければ務まらないのであり、大農化ではなく、耕作農家を存続させる考え方であることをうかがわせる。「欠項」の第四は「売捌の道に窮する事」であり、その第三項は「競売の行はるゝ事」である。農業においても、競争構造を避ける考え方なのである。「欠項」の第七は「農工商の規律立たざる事」であり、その第一項は「検束を弛めて放任したること」である。だから、『興業意見』は検束を整えようとするものであった。「時弊」の第三は「商

売上の呼吸」であり、其一は「農工二業の盛衰は重もに商売上の呼吸より来る事」 である。例えば、「米は幕政の頃全国十数ケ所に米倉を設置し、米価の釣合を保ち 居たるにより、相場上左程の変動を起したることなかりしも、爾後厳然たる規律備 はり居らず、投機の風行はれ、常に空相場によりて米価に日々の乱高下を来すに至 れり(3)」と言う。このように、前田は、稲作農業の衰退の要因を、米穀倉庫の不 備など、国家が流通機構を無秩序なものに放置していることに求めていた。「時弊」 の第五は「農家に特典を与えて無効なりし例」である。地租改正を「界線として農 業の進歩は一層の速力を加へ、生産力は当に前日に倍流すべきに、其結果の却て反 対に出でたるは実に千古の遺憾と云ふべし(4)」と述べている。また「時弊」の第 九「土農工商の現状」においても、農民に対し「其負担幾層の軽きを致したるがた めに、却て仁政の恩波に安んじ(5)」たと言う。「時弊」の第十「勧奨保護其当を 得ざるの弊」も同様である。前田は「是非に政府の立入を要する事」(「戒慎」の 第一)を考察しており、自由主義に対する保護主義の立場に立つが、農家に余財を 生じても農事改良に帰結しない農民保護は批判していたのである。「時弊」の第七 「雑居論」および第八「外人の助勢を仰ぐの弊」においては、国の開化に伴う外人 依存を批判する。農業で言えば、伝統的老農農法を高く評価していたことをうかが わせる。実際、『興業意見』の編成過程において、老農の農談会などの経験を盛り 込んでいる。「戒慎」の第二は「内外論者の為め動かざる可らず」である。前田は、 「非常の事を為して非常の益を図る」ことは、学者の理論に合致しないこともある と考える。そうした考え方が、前田の老農農法重視の背景にある。その他、「統計」 の部、「方法」の部などがあるが、本論文では検討しない。

この『興業意見』と平行して出版されたのが、『付・農政計画図表解説』である。これも、前田の意向が反映しているものである。その「農務方向」には、「農家経済の思想を涵養する事」という項目がある。『興業意見』定稿版にも、巻一一「精神」が設定され、「指導精神」が重視されていた。未定稿版にはなく、政府部内の検討、大蔵卿松方正義の関与などによって設定されたことが予想されるが、前田にも検束重視の視点があり、それは制度の整備とともに、思想的検束でもあった。そうしたものとして、思想涵養の主張を捉えることができる。さて、「農家経済の思想を涵養する事」なる項目では、まず、「我国は気候、土地の天恵最も優渥なるにより……(6)」といった楽観的自然観を示している。自然が豊かなので、農民はそこに「財本を出すことは甚之を好まず、之に引替へ労働時間を費す事は敢えて意とせざるのみならず、殆ど之を損得の外に措けり(7)」ということになる。これが「農家一般の慣習」となっており、「代々貧愚なるは宛も遺伝病の如し(8)」である。そこからは、農業の「改良」志向が生じないと言う。このような悪慣習を打破し、労働生産性と土地生産性を向上させる農事改良志向を育てようとする。だから、

前田の農本主義は、勤労を強調するだけではなく、労働生産性向上の視点を持つものであった。

前田の農業認識は、一八九二(明治二五)年の『所見』においても示される。「我四千万同胞は常に国家的観念を離るべからず(9)」との書き出しで始まる同書の

「農業」という項目において、農事が国力増強の視点から問題とされている。反収 の低い地方は、「気候、地質に於て多少の関係を有する(10)」が、「周到綿密の注 意を欠けるが為め(11)」だと言う。前田の試算によると、「一反歩の地をも増加せ ず又一人の労力をも増加せずして只一注意の為めに一千七百万石の増収を得べき余 裕(12)」があるのであった。前田は「農事の進歩せざる所以を考ふるに、全く陋習 を墨守して毫も研究的の思想を有せざるに由る(13)」と言う。そこで批判の対象と されるのが、老農であった。前田は、老農談話会を開いても「毫も利益する所なか りし(14)」と言う老農がいると嘆く。また、「余は農家が農業思想に乏きを憂ふ (15)」と言う。老農には、優れた経験を体系化して交流する姿勢がなく、農業を私 事と考え、天下国家に捧げる思想が乏しいということであろう。それを覚醒する力 として、天皇を位置づける。すなわち、老農が天皇に拝輦の栄を賜ると、感泣して、 「力を公衆の為めに致さんことを期せざるもの(16)」だと言う。このように、『興 業意見』と『所見』では、その論調が大きく異なっている。老農に対する見方が厳 しくなり、国体護持主義の立場を強めていったことがうかがえる。「内閣」という 項でも、「世間動もすれば欧米政党内閣の美を説き、議員政治の制度を我国に受容 せんと欲するものあり。是れ朋党を以て政権を左右するの端を啓くものにして、我 国二千五百有余年の国体を蔑如し、日月昭々たる憲法を蹂躙し、其極終に主権を割 て之を一議員に移さんとするものなり。此の如き制度は決して我が境域に入るべき ものにあらざるなり(17)」と述べている。このように前田が、国家主義、国体護持 主義を強調するに至る背景として、松方緊縮財政と自由民権運動が関係しているだ ろう。松方緊縮財政による施策の縮小と自由民権派の政府不干渉の主張が、前田の 地方産業振興構想(興業意見)を挟み打ちにしたのである。それらに反撃するため、 国体護持を錦の御旗とし、天皇制国家の積極的役割(施策の充実、政府の指導)を強 調するのである。また、農民のエネルギーを社会的に引き出すには、何か権威が必 要だと考えたのである。それは、前田の調査を通しての実証に基づく実感であった。

前田は農商務省を去った後、一八九二(明治二五)年八月八日、全国行脚に旅立つ。 その目的は地方産業振興にあり、そのために町村是運動に取り組んだ。前田の「今日ノ急務ハ国是県是郡是村是ヲ定ムルニ在リ」によれば、是を定めるとは、新事業 を起こすことではなく、地方の特有物産の遺利を挙げることである。人口が増え、 一人当りの衣食の消費量も増えているなかで、特有物産を足場とし、容器としての 国、県、郡、村の使命を明確にすることが急務だと考えるのである。「村是」とは、 一村を挙げて尽力すべき最重要事業をさしている。一村を挙げてであり、主義の違い、職業の違いを超えて尽力すべきものとされている。また、「村是に力を尽くさざれば一村内相互の親愛を維持し能はらざるなり(18)」と考えていた。これは、

「協同一致」の力をもって国家を救わんとする前田の協同主義であった。「郡是」、「県是」、「国是」も、郡民、県民、国民を挙げて尽力すべき事業であり、それにより、郡内、県内、国内の相互親愛が維持されると考えられている。この考え方は、経済の自由主義に対する批判であった。もっとも前田は、「放任主義」と「保護主義」を時と場合に応じて使い分けることを主張するが、基本が「保護主義」にあったことは、既に触れた通りである。

また、前田は、一八九三(明治二六)年、大日本農会の幹事長となる。そこで、前 田が着手したことは、系統的農会の設立であった。その過程で、意見の対立が生じ た。積極的に農政活動を展開すべきだという意見と、政治活動をすべきではないと いう意見が対立するのである。前田は前者の立場から全国農事会として、大日本農 会から離脱する。「政府はあてにならぬ、私設農商務省を建てねばならぬ」(『高 橋是清自伝』)とまで考える前田は、地主の政治的、経済的要求に応えて政治運動 を組織化しようとしたのである。横井時敬も地主の立場に立っていたが、大日本農 会の幹部が農商務省関係者であるとの理由から、従来通りの方針を守ろうとしたの である。横井派は少数となり農学研究団体化し、後の東京農業大学となった。前田 派は農会法制定を求めたが、全国農事会がまとめた農会法案の要点は、①系統農会 は、町村農会を単位として、郡農会、府県農会を系統とし、全国幹事会を中央団体 とする、②地租二円以上を納める者、もしくは田畑四反歩以上を所有する者を有資 格者とするが、農業を営んでいるものが希望すれば会員となることができる、③有 資格者の加入を義務付け、農会に会費の強制徴収権を与える、というものであった。 加入義務化と会費強制徴収を主張したのは、農会組織の自立的基盤を固めるためで ある。しかし、一八九九(明治三二)年の第一三帝国議会で制定された農会法、およ び農会令においては、①市町村、郡、北海道・府県の三種とし、全国幹事会を中央 団体として認めない、②財産上の会員資格の制限をせず、行政管内の農業者、地主、 農業関係者で組織する、③農会は行政官庁の監督を受ける、④政府は農会に国庫補 助金を支給する、ということになった。農会法は、地主勢力が政府から自立する基 盤を持つことを警戒し、政府の監督下に置こうとする内容となっている。行政官庁 の監督権は、農会設立の認可、決議の取り消し、役員の解職、事業の停止、組織の 解散までも含むものであった。なお、会員の加入義務化は一九〇五(明治三八)年の 勅令改正で実現し、中央農会の構想は一九一○(明治四三)年の農会法改正により帝 国農会として実現している。行政官庁の監督権の強さから見て、前田の望んだ自主 団体とは言えず、官製団体化されたことが分かる。しかし、そもそも前田は国家観

念を強調していた。だから、農会の自立は主体的な国家への貢献をめざすものであり、国家組織の内にあって貢献することでも、構わないのであった。実際、地主勢力は、国家権力に包摂されることで、農村支配における主導性を官僚に譲りながらも、国家権力内に浸透し、その政治的影響力を確保することになる。国家からすれば、老農の地主化は不耕作化を示し、老農としての農業技術上の指導性の後退を示し、農民組織化の能力の喪失を示すものである。したがって、それは、国家にとっての農会設立の意義を半減させるものであった。こうした事情を考えれば、国家権力と地主勢力は、互いに相手を取り込んだと言えるであろう。このように見てくると、前田の思想は、小農を維持する視点から国家を基礎づける点で農本主義であると言えよう。その特徴は、地主的立場を反映し、国体護持主義を強調した点にある。こうして、前田の保守農本主義は、地主的・国体主義的な保守官僚農本主義であると考えられる。

なお、前田正名の『興業意見』は葬り去られたが、町村是運動は「自治協会」と 「報徳社」の運動につながり、一九〇八(明治四一)年から内務省(平田東助が大臣) によって取り組まれる地方改良運動となる。「自治協会」は一八九四(明治三六)年、 公徳心養成、体格強壮、風俗良善、民を利し世に殉ずる、貧富の調和、勤倹の美風 助長、産業組合の普及発達、教育衛生事業の発展などを目的に設立されたものであ る。横井時敬、長沢則彦などを幹事とし、新渡戸稲造、一木喜徳郎、金子堅太郎、 穂積陳重、金原明善、美濃部達吉、渋沢栄一、大熊重信、桑田熊蔵、そして前田正 名が有力会員として名を連ねている。そして、一九〇四(明治三七)年の日露戦争の 翌年、「報徳社」(大正一三年に「大日本報徳社」となる)が、尊徳没後五○年記念 会を契機に、民風の作興、自治民政、教育産業の発展を目的に設立された。発起人 は、平田東助、岡田良平、一木喜徳郎、早川千吉郎、久米金弥、桑田熊蔵、鈴木藤 三郎、田村武治、井上友一、清水長太郎、留岡幸助であった。「自治協会」に学者 が集結しているが、どちらも内務・農商務官僚、実業家、政治家など、各方面の有 力者を揃えている。日露戦争に伴う国力疲弊下で、経済発展を図らねばならず、し かもそれがもたらすことが予想される労働争議や農村疲弊を回避しなければならな かった。換言すれば、経済と道徳の調和が課題となったのである。それは、国家が 強制的になしえることではなかった。とりわけ道徳心の涵養は、自発的同調が期待 されるものであった。国民の自発的同調に依拠した国家主義的国民統合、これが地 方改良運動の狙いであった。そこには、報徳会という老農農本主義の本家本元と、 横井時敬、新渡戸稲造らの非農本主義的農政学と、前田正名や平田東助の保守官僚 農本主義との、混然一体となった姿が示されている。後に見るような石川理紀之助 の独自の老農農本主義の実践も行われ、柳田国男の官僚時代の農政学、横田英夫や 山崎延吉のような社会運動農本主義も展開されるが、全体としては、保守官僚農本

主義のもとに、各種の農本主義が包摂されてきていたと考えられる。

註

- (i)祖田修「解題」、『明治大正農政経済名著集』第一巻、農山漁村文化協会、一九七七年、一二頁
- (2)前田正名編「興業意見」、『明治大正農政経済名著集』第一巻、九四頁
- (3)前田正名編「興業意見」、『明治大正農政経済名著集』第一巻、一一八頁
- (4)前田正名編「興業意見」、『明治大正農政経済名著集』第一巻、一二二頁
- (5)前田正名編「興業意見」、『明治大正農政経済名著集』第一巻、一三二頁
- (6)~(8)「付・農政計画図表解説」、『明治大正農政経済名著集』、三一三頁
- (9)前田正名「所見」、『明治大正農政経済名著集』第一巻、三四一頁
- (10)~(15)前田正名「所見」、『明治大正農政経済名著集』第一巻、三八九頁
- (16)~(17)前田正名「所見」、『明治大正農政経済名著集』第一巻、三九〇頁
- (18)前田正名「所見」、『明治大正農政経済名著集』第一巻、三四四頁
- (19)前田正名「今日ノ急務ハ国是県是郡是村是ヲ定ムルニ在リ」、『明治大正農政 経済名著集』第一巻、四二七頁

# 第二項 柳田国男と官僚時代 ― 柳田農政学

柳田国男(一八七五~一九六二年、明治八~昭和三七年)は、一九〇〇(明治三三) 年、東京帝国大学法科大学政治科を卒業し、大学院に籍を置きながら、農商務省の 官僚となった。当時二六歳の青年柳田は、飢饉に喘ぐ農民の惨状を直視し、飢饉絶 滅を使命と考え、農商務省を選んだのである。なお、同年、松岡国男から柳田国男 になっている。大審院判事柳田直平の養嗣子となることで、柳田自身は月給を生活 費に充てる必要のない優雅な身分となった。また同年は、品川弥二郎が死去し、前 田正名が農会法を成立させた時期である。この時期は、第四次伊藤内閣の時期(~ 明治三四年六月)であり、農商務大臣は林有造であった。そしてすぐに桂内閣(~明 治三九年一月)となり、平田東助が農商務大臣(明治三四~三六年)となる。その前 年、柳田は農務局農政課へ配属となったが、当時の農務局長は、開明派官僚の酒匂 常明であった。酒匂常明は、駒場農学校で横井時敬と同期であり、農商務省技師、 農務局長、東京帝国大学農科大学教授、大日本製糖会社社長などになった多才な人 物である。その酒匂の『日清韓実業論』(明治三六年)や「関税問題と社会政策」 (明治四二年)を検討した桜井武雄は、酒匂を、「ブルジョア・イデオローグの一典 型」と位置づけている。酒匂は、日本の商工業の発達の根拠を安価な生産費に求め、 安い理由は二つあると言っていた。その「第一は日本の小工業、家庭工業、所謂副 業」にあり、「其の安く得らる」のは農業と云ふ根本が確かになつて居るから」だ

と言い、「第二は同じく工業に対する労力供給」をあげ、「これも甚だ安い賃銀で ある、是は何処から来ますか、皆農村から来るのであります」と言うのである。こ うして、酒匂は、「実に我国の発展上商工業と云ふ関係に於て此の農業の非常に必 要なる原動力であることが分かる。左すれば、農業の根本を固め、農業の衰へない やうにして置くと云ふことは非常に必要である」と主張したのである(1)。このよ うに、酒匂は、農外に流出せざるを得ない農村の厳しい状況を、商工業発達のため に是認し、固定化しようとしたのである。しかし、酒匂の考え方は、商本主義、工 本主義であり、まったく反農本主義であると言わなければならない。酒匂は、品川 や平田の信用組合法案提出に当たって裏方を務めたが、品川や平田のように、農業 における小商品生産の発展を考えていたわけではなかった。酒匂は、農村を自給生 産のなかに閉じ込めることで、商工業の資本主義的発展を図ろうとしたのである。 その限りで、酒匂の立場は、品川や平田の立場と正反対の立場であった。柳田は、 この酒匂と対決しなければならなかったのである。この柳田の酒匂批判について、 山下絋一郎は、「農政官僚・農政学者としての柳田が、力を傾けて闘わなければな らなかった相手こそ、まさに酒匂のような農本主義者であった(2)」と指摘してい る。しかし、柳田の酒匂批判は、酒匂の反農本主義的側面、あるいは、酒匂と保守 官僚農本主義に共通して認められる中央集権的画一主義に対してなされたものであ ろう。ただし、山下の言うように、柳田農政学が、非農本主義的な考え方で構成さ れ、反農本主義的主張さえしていたことは、以下に見る通りである。しかし、酒匂 の反農本主義に対する批判にうかがわれる柳田の農本主義的側面は、柳田の思想の 本質と関わる重要なものであると考えられる。それは、農政学に決別して以後、明 確化することになるのである。

さて、官僚時代の柳田の農政学は、『農政学』に示されている。これは、明治三四年一〇月から四三年七月までの早稲田大学における農政学の講義ノートである。そこでは、「現代においても農政が国の経済政策中主要なる地位を占むることは疑いなけれども、これをもってただちにいわゆる農業国本論を説明せんとすることはきわめて危険なり。……現下の経済事情において単純に農商、または工をもって国民全体の生業とするあたわざるは明白なる事実(3)」であるとして、「農業国本論」を批判していた。柳田は、「一国全体としての進歩発達(4)」を重視し、農工商の各私益の総計が公益となるわけではないと考えるのである。しかも、「極端なる場合を想像せば、たとい一時代の国民が全数を挙りて希望する事柄なりとも、必ずしもこれをもって直ちに国の政策とはなすべからず。何とならば国家がその存立によりて代表し、かつ利益を防衛すべき人民は、現時に生存するもののみにはあらず、後世万々年の間に出産すべき国民も、またこれとともに、集合して国家を構成するものなればなり(5)」と述べている。なお、『農業政策学』(明治三五年からの専修

学校講義録)においては、未来の国民ばかりか、祖先も国民だと考えていた。この ように、柳田は、①産業の一部門の利益にとらわれず、しかも、②先祖の苦労に報 い、未来の国民に損害をもたらさない配慮をした公益を重視するのである。その限 りで、「農本」主義ではなく、「公益本」主義なのである。しかし、筆者は、その 考え方が農民的考え方と同質的であり、したがって農本主義的考え方と同質的であ ると考えている。第二節の石川理紀之助の検討で触れるが、①は〈生産や生活の全 局面を考慮した判断〉と同質的であり、②は〈時間幅を長期にとった判断〉と同質 的である。農家は、常に上記二重の意味における総合的判断を求められているので あり、一部に片寄った判断をすれば、農村社会における農家の生産と生活は立ち行 かないのである。この点を重視すれば、柳田農政学の考え方は、農民的考え方とそ う矛盾しないのである。ところで、柳田は、富源として四種あげている。それは、 ①「無尽蔵なる富源」、②「供給が有限にしてかつ再び恢復すべからざる富源」、 ③「恢復することを得れども私人の利用のみに一任するときは漸次衰頽するのおそ れあるもの」、④「恢復し得るのみならず私人の活動のみによりて産額を発達せし め得るもの」である(6)。そして、「土地の肥養力」は、③の富源であると考えら れている。これは、柳田が、土地の私的利用に対して問題を感じていたことを示す ものである。実際、柳田は、私的土地利用に対する国家の「監督匡正」の必要、あ るいは土地公有論への関心を示している。柳田は、社会主義の土地公有論を「無謀 な破壊論」と見ることを批判し、それを「分配の問題」と見ている。すなわち、

「幸福なる分配」を得るために、いかなる程度まで「幸福なる生産」を犠牲にできるかという議論であると見ているのである。農本主義には、小農主義、家族主義があり、その点から考えると、土地公有に関心を示す柳田農政学は非農本主義的である。しかし、同時に、農本主義には共同主義、反個人主義があった。後述の加藤完治などは、〈陛下の土地〉という考え方を強調している。国体主義的土地公有論と柳田の「幸福なる分配」論的土地公有論への関心は、同一であるとは言えないが、柳田の主張が、農本主義者の主張と重なる面があることも事実であろう。

このように、柳田農政学は「公益」本主義であったが、農政学が農を対象にする以上、農の分析に進まなければならない。そこで、柳田は、まず「農という行為の意義」を決定する。すなわち、農は、「生物発育繁殖の天然の法則を利用してこれによりて人の慾望を充さんとする(7)」行為である。だから、農は、単に自然に依拠する行為ではなく、「人の意思の発動」という主体的な行為であった。こうして、農の特性が考察される。それは、①土地を要すること、②天然の制裁を被ること、③労働期間が長く、労働需要の大小が四季折々で異なり、分業を導入し難いこと、④農産物が生活必需品であるため、競争がないこと、である。後述の新渡戸稲造と同様に、競争のないことから、「質朴で、世智に敏ならざる(8)」ことを説明して

いる。その上で、柳田は、日本農業の問題として、久しく自然経済を脱することができない点をあげ、その理由を、「各戸の経営が小規模なりしこと(9)」に求めている。逆に言えば、農業の商品経済化を求め、農家経営の経営規模拡大を求めていたということである。小農の零細性をどう考えるかは、農本主義においても意見の分かれるところである。しかし、農業・農村の商品経済化に対しては、品川、平田らの信用組合論以外は、ほとんど否定的に受け止めていたと思われる。したがって、柳田が農業の商品経済化を求めた点は、農業耕作性に道徳的諸徳目の根拠を求めなかった点とともに、柳田農政学の非農本主義的性格、近代主義的性格を示すものと見るのが一般的であろう。しかし、その考え方が、耕作農民の内在的理解から導かれているなら、異種の農本主義だと見ることもできるのである。但し、それは、この時期の柳田の論考からは明確に指摘することができない。

ところで、商品経済の浸透は、農家を一層、困窮化させるものであった。そうし た中で、一九〇二(明治三五)年、柳田は、法政局参事官となる。その年に出た『最 新産業組合通解』の「自序」には、「新時代の市場の形勢は、常に彼等小規模の産 業者に不利にして、信用の制度、交通の方法は、ますます開発せらるるにもかかわ らず、その便益は事実上大企業者の壟断するところとなり、彼等が社会より受くる ところのものは単純なる圧迫のみ、その永久に抱蔵するものはただ人間の不平等に 対する怨嗟の念のみなり。ことに小農の徒のごときはおおむね僻地に居住して、時 勢を観察するの機会を有せず経済界の変遷に適応するの方便に乏しく、一方には内 外の競争の最も猛烈なるものに遭遇せるをもって、その弊を被ることきわめて甚し く、あるいはその所得の全部を挙げて普通職工の賃銭の半分にも達せざる者多し (10)」との認識が示されている。だからこそ、農民にとって、産業組合が重要なは ずであった。しかし、柳田は、「現今各地に設立されたる産業組合の実況を聞くに、 その組合員たるものは多くは相当の資産、地位ある者に限り、たとえば小作農のご とき自己の勤勉と正直との他には、信用の根拠とすべきものなき者はほとんと皆共 同事業の便益に均霑するあたわざるがごとし(11)」と指摘している。このような産 業組合の実態は、農政の地主擁護的側面、反農民的側面を示すものであった。この 反農民的側面を象徴するのが、酒匂常明の先の認識、すなわち、小作農、小農民の 現状維持が、低賃金構造の確保となり、資本蓄積の好条件となるという認識であっ た。こうして、小作農、小農民の経済的自立を阻むものを経営規模の零細性に求め、 それを克服しようとしない農政という、柳田の農政批判が明確となってくるのであ る。「小作料米納の慣行」では、「地主が小作人を保護すべき職分のあることはす でに忘却せられております(12)」との認識から、小作農は小作料金納化によって自 立した経済主体として商品経済に対応することが求められていた。すなわち、小作 農を大規模借地農業者化し、彼等の利益になる産業組合を発展させることが求めら

れたのである。だから、論理構造上、柳田農政学は、小作農が小作地を規模拡大する道、換言すれば地主制の展開を前提としていたことになる。零細農耕の固定化を批判する限りでは、桜井武雄の農本主義批判と同じであったが、柳田農政学は借地農業の発展を構想しており、したがって地主制を前提としている点で、桜井とはまったく異なるのである。なお、柳田は、後に小作農の規模拡大と同時に、自作化も主張するようになり、地主制を否定する論調を強めていくことになる。それはともかくとして、農政に従事する者が農政を批判するのであるから、柳田は、「農商務省の岡実氏(当時大臣官房参事官、その後工務局長、商工局長)に呼び出されて、こういうものを書いてもらっては困るといってしかられた(13)」のである。それほど、柳田は、反骨の人であった。それは、一九一四(大正三)年からの貴族院書記官長時代にも貫かれ、貴族院議長の徳川家達との確執を生むことにもなる。それが直接の原因で、一九一九(大正八)年、柳田は、首相原敬に辞意を申し出、退官願いを出すことになるのである。

そうした経緯については、本論文では検討しない。この官僚時代の柳田と農本主 義との関連を、もう少し追究してみよう。柳田の『時代ト農政』(明治四三年)には、 「農業経済と村是」、「田舎対都会の問題」、「町の経済的使命」、「日本に於け る産業組合の思想」、「報徳社と信用組合との比較」、「小作料米納の慣行」の諸 論考が収められている。ここでは、「農業経済と村是」と「報徳社と信用組合との 比較」を見ておきたい。まず「農業経済と村是」では、①農業国本の説を奉じない が、農業は一国の生存に重要な関係を持っていること、②今日必要なことは、西洋 農業経済学の普及ではなく、日本の農業経済学の開発であること、③老農、精農は、 補助金獲得の胸算用能力だけが発達していること、④上まかせの保護干渉はよくな いこと、⑤村是調査により、採用すべき農業経営の方法、副業の程度、兼業の評価 を決めること、⑥村の農業という視点に立ち、村としての労力配置、村としての土 地管理を考え、必要なら小作問題への介入も行うこと、①個人の希望の集合は必ず しも村是とならないこと、を主張したことが注目される。柳田が、国家主義を避け た上で、前田の村是調査の精神を尊重継承し、村単位の農業に注視していたことが 分かる。そして「報徳社と信用組合との比較」は、柳田の農本主義に対する評価を 知る上で、重要である。柳田は、「報徳社の制度を日本の社会改良に利用したいと 云ふ考を持って居る一人(14)」として、報徳社の現況と方針が、「二宮先生の遺志 に合致して居るや否や(15)」を問うのである。そこで、報徳社と信用組合を比較検 討している。柳田が、信用組合に対する報徳社の長所として指摘したのは、①本社 が支社を監督連絡するだけでなく、積極的に誘掖幇助するという本社と支社の関係、 ②加入条件の極めて寛大なること、③組合事業の範囲が広いこと、④資本を外部か ら仰がないこと、⑤報徳社の教育的効果が積極的であること、の五点であった。⑤

は、農本主義者が好んで主張する徳義主義をさしていると考えられる。これについては、「西洋諸国には外部に耶蘇教会の統一的勢力があって、組合の中で説教を聞かせないでも、村には大抵会堂があって其処へ行けば段々と善人にしてくれますが、日本ではさうでなくて神仏、耶蘇教其他種々の宗教が競い進む有様で、人民は拠に迷ふて居る故に、従って道徳の訓練までも組合が自ら之を行う必要があるのでありましょう(16)」と解釈している。農本主義者は、農民が徳義に基づいて行為することを期待するが、柳田はそれを客観的に眺めているのである。

このように長所を見た上で、疑問点、短所を指摘する。それは、①報徳社が金融 を主とせず、余力があったときのみ行うこと、②力田精農の者を褒賞するために資 金を支出すること、③入札貸付をすること、④無利息貸付をすること、貸付資金が 少ないこと、⑤組織、事務が保守的で形式的であること、⑥教派の分派軋轢がある こと、であった。①についてであるが、柳田は、社員の努力蓄積の結果を積み立て ておくだけでは、何のための積み立てか分からない。農業は変化しており、農業資 本の必要が急増していることに対応できないではないか、と批判するのである。こ れに対して、報徳社は、預金貸付は信用組合がすればよいと考えていた。しかし、 柳田は、農民の精力には限界があり、報徳社も、信用組合も発達させるというのは 不可能であると反論するのである。②は、二宮尊徳の検討においても見たように、 二宮自身、褒賞で釣る方法の限界を指摘していた。③については、柳田は、万遍な く一様に貸し付ける方法であると見るが、必要に応じた貸付をすべきだと考えるの である。また、卓越した人物がいない場合、入札貸付の必要も出るが、報徳社の役 員は投票で選出されており、ある場合には「独断専行し得るだけの信任と権限とを 持って居なければならぬ(17)」と考えるのである。その欠如は、民主政治の未熟さ に求められている。④は、外部から偽善だと見られることもあり、利子を取るのが 至当であると言う。また、慈善事業になってしまい、信用組合と根底から分かれて しまうと指摘している。⑤としては、報徳社が外部の者に分からぬ術語を多用する ことなどを批判している。⑥については、各派の協力が少ないことを指摘している。 こうして、柳田は、報徳社に対して、地方金融機関の不完備を補うことを期待する のであった。現存の貯蓄機関は中央集権的で、中央に集約される仕組みにあり、い つまで経っても農村の資金を潤沢にすることはできないと言う。そのために、備荒 の事業を第二として、第一を貸付とすることを求める。こうして、結論は、「報徳 社は此際最も完全な理想的の信用組合に変形して働いては如何といふこと(18)」で あった。換言すれば、柳田は、報徳社の信用組合化、そのための報徳社の近代化を 提言したのであり、それは品川弥二郎や平田東助と共通する考え方であった。これ に対して、報徳社社長岡田良平が、激しい反批判を行ったことは言うまでもない。 柳田によると、「報徳社は、金融機関ではないと先生は言明せられました。金を借

りる為に入社はせぬと言はれました。又農家の経済は左ほど金融の必要なもので無いと言はれました。災害病死も無いのに金を借りたいと云ふ百姓は、どうせ返すことが出来まいと言われました。返さぬ時に取立にこまると言はれました。町村社では貸付事務までやっては煩に堪へぬと言はれました(19)」とのことである。岡田が報徳社を金融機関ではないと言うのは、当然であろう。二宮以来、報徳主義は営利主義を敵としてきたからである。岡田にとって、柳田の指摘は、報徳社の根本に関わることであり、報徳主義を捨てよと言われたに等しかったであろう。それだけのことを、平然と言ってのけた柳田は当時三〇歳頃であり、岡田の眼に生意気な小僧と見えたのは当然である。柳田からすれば、報徳社は、二宮の思想の原点を忘れ、権力と結んで中央集権的自治を根幹で支える権力団体と見えたであろう。しかし、柳田の主張は産業組合が現存するなかで行われているのである。だから、官僚でありながら、産業組合は役に立たないと主張したことになる。そこに、柳田の苦悩をうかがうことができる。

こうして、官僚時代の柳田が、農本主義と対決していたことが疑いないかに見える。しかし、岡田が、「返さぬ時に取立にこまる」などと述べたとすれば、それは報徳社が報徳主義から著しく乖離していたことを示すものである。だから、柳田は、報徳社を批判しても、二宮尊徳を、したがって報徳思想そのもの(=農本主義)を批判したわけではなかった。報徳思想は歴史を貫いても、その理念の実現方法は歴史的に変化しなければならない。近代においては、近代に適応しなければならない。柳田の信用組合の近代化の提言は、そういうことであると考える。

#### 詩

- (1) 桜井武雄『日本農本主義』、白揚社、一九三〇年、九〇~九一頁を参照された い。
- (2)山下紘一郎「官僚時代」、柳田国男研究会編、後藤総一郎監修『柳田国男伝』、 三〇四百
- (3)柳田国男「農政学」、『柳田国男全集』三〇、筑摩書房、一九九一年、二六三 頁
- (4)柳田国男「農政学」、『柳田国男全集』三〇、二六五頁
- (5)柳田国男「農政学」、『柳田国男全集』三〇、二六六頁
- (6)柳田国男「農政学」、『柳田国男全集』三〇、二六八頁
- (7)柳田国男「農政学」、『柳田国男全集』三〇、二七二頁
- (8)柳田国男「農政学」、『柳田国男全集』三〇、二七九頁
- (9)柳田国男「農政学」、『柳田国男全集』三〇、二八一頁
- (10)柳田国男「最新産業組合通解」、『柳田国男全集』三〇、九~一〇頁